

介護保険の実状

平成23年3月末現在の安平町の人口は8,959人で、そのうち65歳以上の方は2,673人と約30%を占めています。

平均寿命が80歳を超える日本で、65歳以上を高齢者とする分類はいささか違和感を感じる時代になっていますが、人口の減少と反比例して高齢者比率の上昇や介護認定者の増加が安平町の実状です。

町では介護予防事業の充実などで、介護サービスの利用者を減らす健康な町づくりを目指してはいますが、高齢者の絶対数は増え、計画の予想を超えた状況になっています。

推計値は第4期介護保険事業計画による

	要介護（支援）認定者数		人口に対する認定率
	実績	推計	
H18年度	445人	-	15.3%
H19年度	464人	-	17.8%
H20年度	489人	476人	18.3%
H21年度	499人	478人	18.7%
H22年度	501人	495人	18.6%
H23年度	-	511人	-

介護保険とは

介護保険は40歳以上の全ての方が加入し、被保険者となります。

町は、被保険者から保険料を徴収して事業を運営し、介護が必要となった被保険者が介護サービスを利用した場合に保険給付をします。

被保険者は年齢によつて次のように分けられています。

- ・第1号被保険者  
65歳以上の者
- ・第2号被保険者  
40歳以上65歳未満の医療保険加入者

第1号被保険者は、町に保険料を納め、介護が必要になった場合には、介護サービスを利用できます。

これに対し、第2号被保険者



が介護サービスを利用できるのは、介護が必要となった原因が、老化との間に医学的關係が認められる「特定疾病」のほか、一部の認められた病状による場合のみとなっています。

利用を受けるには

介護保険制度は、被保険者であれば誰でもすぐに介護サービスを受けられるというものではなく、日常生活に介護や支援が必要となった場合に次のような事前の手順を経て、該当となった場合には、要支援1・2、要介護1〜5に分類され、サービスの利用を受けることができます。

【申請の手順】

- ①認定の申請
- ②訪問調査、主治医意見書
- ③審査・通知

認定を受けられなかった場合でも地域支援事業などの対象となります。

④ケアプランの作成

介護認定にもとづき要支援の方は地域包括支援センター、要介護の方は居宅介護支援事業所と相談の上、本人の希望や状態に応じたサービス計画の作成を行います。

⑤サービスの利用

要介護度に応じて事業者と契約を結び、ケアプラン（計画）にもとづいたサービスが利用できます。



いつまでも安平町で住める環境づくり

介護サービスには、居宅介護支援サービス（ケアマネジメンツ）、居宅サービス、施設サービス、そして平成18年に介護予防サービス、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービスなどが追加されています。

このように高齢化のスピードと法律（制度）の整備は進んでいますが、今後はこれらのサービスをいかに利用しやすく受ける事ができるかが求められます。

町では平成24年度までに第5期介護保険事業計画を策定

します。

第4期の計画を検証し見直し作業を進めています。安平町の現状を踏まえた高齢者福祉の充実を図ることや費用面での負担が大きくならないための試算も大きな役割です。

地域で暮らす高齢者の方を介護、福祉、健康などの面から総合的に支えるための活動を行っている地域包括支援センターは、住み慣れた地域で高齢者がいつまでも健やかに過ごすことを目指しています。

しかし目的の達成には、町内の介護保険事業者（施設）の確保や協力があがり、はじめて利用しやすいサービスの提供、そしていつまでも住み続ける環境づくりができることから、行政の役割、民間との協力などを含めた計画の策定や環境整備が必要となります。

介護保険に関することは、**地域包括支援センター**

健康福祉課介護保険グループ

☎ 25 - 4555

早来住民総合相談室

☎ 22 - 2735